

「(仮称)千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の
骨子案に係る市町村からの意見等に対する県の考え方

※パブリックコメントと並行して行った市町村への意見照会でいただいた意見等とそれに対する県の考え方を記載しています。
※意見については、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

意見提出：8市町村

整理番号	箇所	意見等内容	県の考え方
1	全般	今回の「男女共同参画をより広げた形としての多様性」についての条例制定に向けての動きを、前向きに捉え、期待する。	条例を制定することにより、多様性尊重の意義を広く県全体で共有した上で、男女共同参画に係る施策をはじめ、県の各施策を一層推進し、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていきたいと考えています。
2	骨子案全体	「多様性の尊重」よりも「誰もが活躍」の面が大変強調されているような印象を受けた。「活躍」が「人権尊重」よりも上位に扱われているように思われる。	人権が尊重され、差別や生きづらさのない社会を築いていくことは、大変重要であり、骨子案では、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重される社会をつくっていく必要があることを明記しています。 本条例は、県民に活躍を強いるものではなく、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めようとするものです。
3	骨子案全体	活躍できる社会の実現は望ましい形であるが、誰もが活躍しなければならない、活躍することが前提のような印象も受けるため、「活躍でき、安心して暮らせる」、「自分らしく生きられる」などとしてはどうか。	本条例は、県民に活躍を強いるものではなく、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めようとするものです。
4	骨子案題名	活躍できる社会の実現は望ましいが、誰もが活躍しなければならないような印象も受けるため、互いに尊重し合い安心して暮らせる社会の形成のイメージも付きやすくなるよう、「多様性が尊重され誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会の形成の推進に関する条例」にしてはどうか。	御指摘の「安心して暮らせること」、「自分らしく生きられる」ことは、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」の前提であると考えており、本条例の趣旨に含まれていると考えています。
5	骨子案「基本理念」	「基本理念」の「影響を及ぼし合うことが」、「影響を及ぼす」がマイナスに作用するイメージが強いことから、「影響を」と「与え合う」や「もたらし合う」、「影響し合う」などに言い換えた方が良いのではないかと。	「影響を及ぼす」という使用法は法令における一般的な用例であり、マイナスに作用する場合に限定しないことから、原案のままとします。
6	骨子案<目指す社会>	多様性を尊重する条例の趣旨や目的を考えると、男性にも女性にも属さない方を排除しないようにするため、<目指す社会>②の「男女のいずれもが、」を「全ての人々が、」にするか、削除した方がよいのではないかと。	<目指す社会>②は、男女共同参画社会の実現について述べたものであり、男女共同参画社会基本法や男女共同参画基本計画、千葉県男女共同参画計画と同様に、「男女」の表記としています。 なお、多様な性のあり方については、④において、「性的指向及び性自認」を様々な違いの一つとして例示しています。
7	骨子案「県と市町村との連携」	市町村に対し、必要な情報の提供、助言等の支援を行ってほしい。条文に、市町村に対し、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行う旨を追記いただきたい。	必要に応じて、市町村への情報の提供、助言その他の支援を行います。 市町村が実施する施策により、県から情報の提供や支援を行うものもあれば、市町村が県に情報を提供し連携するものもあると考えており、骨子案には、「助言」や「支援」との記載ではなく、「連携」と記載しています。
8	骨子案「県民等の役割」	誰もが主体的に関わっていく必要がある条例のため、「県民等の役割」に、県民や事業者だけでなく、その他さまざまな存在する団体を規定する必要があるのではないかと。	「事業者」は、一定の目的をもってなされる同種の行為を反復継続的に遂行する個人以外の団体を指しており、「その他さまざまな存在する団体」も「事業者」に含まれています。
9	制定の背景 取組や効果の例	取組や効果の例は、多様性尊重の効果というより、デジタル化の効果のように思われる。デジタルや観光とは別の種別の例があった方が、分かりやすいと思う。	御意見を踏まえ、条例制定後のパンフレット等の資料に取組や効果について記載する場合は、より分かりやすい例としたいと考えています。
10	全般	条例案がまとまったら、改めて市町村への意見の照会を希望する。	骨子案は、国や他自治体の状況等を調査分析するとともに、有識者からの情報収集や当事者団体との意見交換等も行いながら、検討を重ね、取りまとめたものであり、条例案は、骨子案に関するパブリックコメントの結果を踏まえて作成することとしているため、改めて意見の照会をする予定はありません。 今後の施策については、市町村からも意見等をいただきながら、進めてまいります。